

## 埼玉県介護職員資格取得支援事業（実務者研修受講料）補助金概要

### 1 事業の目的

県内の介護施設等（※別表参照）に勤務する介護職員の実務者研修の受講料を負担した者に費用（受講料）の一部を補助して介護職員の介護福祉士国家資格取得を支援することにより、介護職員の処遇改善及び定着を図る。

### 2 補助対象事業

次の要件を満たした場合における実務者研修の受講料を補助する。

- (1) 支援対象職員（県内の介護施設等に勤務する介護職員（週30時間以上勤務する職員に限る。))が実務者研修を修了
- (2) 支援対象職員の処遇改善（給与が増額）

※ 対象となる実務者研修の受講料は、補助金の交付を受けようとする年度内に受講を開始し、修了したものであり、受講料の支払いを同年度内に行ったものに限り、受講料の支払いを行った研修

（例）令和5年度補助金：令和5年4月から令和6年3月までに受講を開始し、修了し、受講料の支払いを行った研修

※ 実務者研修の受講地及び介護福祉士国家試験の受験地は、埼玉県以外の都道府県であっても差し支えありません。

※ 令和2年度から、「支援対象職員が介護福祉士国家資格を取得（国家試験に合格）」の要件は廃止されました。

ただし、介護福祉士国家資格の取得を条件として処遇改善が図られる場合は、国家試験に合格することが必要になります。

### 3 補助額

実務者研修の受講料の1/2（上限10万円）

### 4 補助対象者

実務者研修の受講料を負担した次の者

- (1) 県内に所在する介護施設等を運営する法人
- (2) 県内に所在する介護施設等に勤務する介護職員

※ 埼玉県以外の都道府県にお住まいの方も対象となります。

※ 介護施設等を運営する法人が受講料の全部を補填したときは法人が、一部を補填したときは介護職員が補助対象者となります。

### 5 申請期間

- (1) 実務者研修修了により処遇改善が図られる場合

支援対象職員が実務者研修を修了した日から期日までに申請  
(随時受付)

- (2) 介護福祉士国家資格の取得を条件として処遇改善が図られる場合

支援対象職員が国家試験の受験票の交付を受けた日から期日までに申請

## 6 手続の流れ

### (1) 実務者研修修了により処遇改善が図られる場合

申請者等	埼玉県
(1) 実務者研修を修了 (2) <u>交付申請</u> (研修修了後から <u>期日まで</u> ) (4) <u>処遇改善</u> (給与の月額が増額) (6) <u>実績報告・請求書の提出</u> (要件を満たした日からその日の属する年度の最終開庁日 (開庁時間内) まで)	(3) 交付決定  (5) 交付額の確定 (7) 補助金の交付 (支払)

### (2) 介護福祉士国家資格の取得を条件として処遇改善が図られる場合

申請者等	埼玉県
(1) 実務者研修を修了 (※介護福祉士国家試験の実技試験免除が認められる期日までに修了) (2) 介護福祉士国家試験の受験申込 (8月頃) (3) 介護福祉士国家試験の受験票交付 (12月中旬頃) (4) <u>交付申請</u> ((3)の後から <u>期日まで</u> ) (6) 介護福祉士国家試験に合格 (7) 処遇改善 (給与が増額) (8) <u>実績報告・請求書の提出</u> (要件を満たした日からその日の属する年度の最終開庁日 (開庁時間内) まで)	(5) 交付決定  (9) 交付額の確定 (10) 補助金の交付 (支払)

別表（第2条第3項関係）

	サービスの種別	介護施設等の種別
1	介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院
2	指定居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護
3	指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護
4	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
5	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護